

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づく「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、国に届出を実施しました。
その要旨については、以下のとおりです。

1. 「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

- (1) 「原子力災害対策指針」および「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」の改正等に伴い、緊急時活動レベル（以下、「EAL」という。）およびその判断基準解釈を修正
- (2) ERS S（緊急時対策支援システム）伝送項目の修正
- (3) 伊方2号機の冷却告示^{*}公布に伴う、使用済燃料貯蔵槽に関するEALの削除
- (4) その他、記載の適正化

※：廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたとして原子力規制委員会が発出するもの。

2. 運用開始日

令和3年9月15日

（参考）原子力事業者防災業務計画

原子力事業者は、原災法に基づき、原子力災害発生時の防災対策が迅速かつ的確に実施できるよう、非常事態発生時における関係機関への通報、防災組織の設置等について、具体的な実施内容を原子力事業者防災業務計画に定め、運用している。

以 上